

議案第 66 号

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用  
自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用  
の公営に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたので、  
議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 2 日 提出

(2022 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成5年城陽市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行   | 改 正 後  |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) <u>第141条第9項</u>の規定に基づき、城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における同条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれ</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。) <u>第141条第8項</u>の規定に基づき、城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における同条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(公費の支払)</p> <p>第4条 城陽市は、候補者(前条の<u>規定による届出</u>をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ当該各号に定める<u>もの</u>を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれ<u>次</u>に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれ</p> |

につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

につき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が16,100円を超える場合には、16,100円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,700円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなった場合には、同条第5項の規定による告示の日。第6条において同じ。）までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

（城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年城陽市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| （公費の支払）   | （公費の支払）   |
| 第4条 城陽市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>525円6銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>310,500円</u> を加えた金額を | 第4条 城陽市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が <u>541円31銭</u> に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に <u>316,250円</u> を |

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第3条 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年城陽市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 現 行   | 改 正 後   |
|---|---|
| <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 城陽市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>（以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> | <p>（公費の支払）</p> <p>第4条 城陽市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>（以下「単価の限度額」という。））に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、第2条の規定による改正後の城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び第3条の規定による改正後の城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第172号）が施行されたことに伴い、城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営単価を改正したいので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条第8項、同法第142条第11項及び同法第143条第15項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

### 公職選挙法（抜粋）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第141条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。）又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。）一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

(1)・(2) 略

2～7 略

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自

動車の使用について、無料とすることができる。

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1)～(7) 略

2～10 略

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第7号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 略

(文書図画の掲示)

第143条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第1号、第2号、第4号、第4号の2及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

(1)～(5) 略

2～14 略

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

16～19 略

参考資料

城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する一部改正条例要綱

1 改正内容

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）に規定する公営単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）及び人件費、物価等の変動を考慮し、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動等に鑑み、選挙運動用自動車の使用等の公営に関する経費に係る限度額の引き上げを行うこととされたため、当該改正の趣旨を勘案し、本市の市議会議員及び市長の選挙における公営に要する経費に係る限度額について、次のとおり見直しを行うもの。

(1) 選挙運動用自動車の使用の公営（一般運送契約以外の契約）

| 区分      | 現行単価    | 改正後単価   |
|---------|---------|---------|
| 自動車の借入れ | 15,800円 | 16,100円 |
| 燃料費     | 7,560円  | 7,700円  |

(2) 選挙運動用ポスターの作成の公営

| 区分                          | 現行単価     | 改正後単価    |
|-----------------------------|----------|----------|
| 印刷費<br>選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価 | 525円06銭  | 541円31銭  |
| 企画費                         | 310,500円 | 316,250円 |

(3) 選挙運動用ビラの作成の公営

| 区分                 | 現行単価  | 改正後単価 |
|--------------------|-------|-------|
| 選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 | 7円51銭 | 7円73銭 |



## 2 関連条例

- (1) 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例
- (2) 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
- (3) 城陽市議会議員及び城陽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例

## 3 施行期日

公布の日